

令和3年度 事業報告書

社会福祉法人 ゆめさき会

— 令和3年度 重点課題と実行計画の評価 —

重点課題①	地域ニーズに即した、サービス提供に伴う財政基盤の強化。
評価	<ul style="list-style-type: none">・ 重度支援加算の取得日の増加、生活介護営業日を年中無休に申請し直すことにより、収支黒字回復に貢献した。・ 短期入所事業への送迎サービスを開始した。・ ろはうすで4月と11月に施設入所で1月にそれぞれ1名、新規の利用を開始した。

重点課題②	強度行動障害を有する利用者に対する支援者の育成。
評価	強度行動障害支援者養成研修または行動援護従業者養成研修について、従事する生活支援員全員が修了した。

重点課題③	職場環境改善への取り組み。
評価	4月からタイムカード制を導入し、10月にメンタルヘルス研修を実施し、職員の精神保健の向上を図った。

重点課題④	新型インフルエンザ等感染症ならびに自然災害への対応
評価	<ul style="list-style-type: none">・ 県による感染防止対策支援事業を活用するなどして、衛生用品等の備品を整え、感染防止対策を図った。・ COVID-19をはじめとした感染症への事業継続計画（BCP）に基づく対応ならびに自然災害発生時の避難確保計画¹に基づく対応を図った。

¹ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、姫路市防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者に平成29年より避難確保計画の作成を義務化。

障害者支援施設 ゆめさきの家

◆令和3年度の取り組みとして、以下の内容で実施した。

I 事業の概要

1. 生活介護事業

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

2. 施設入所支援事業

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

II サービス内容「障害者支援施設 ゆめさきの家」

サービス管理責任者を中心とした個別支援計画を作成し、それに基づく生活支援員等による支援を行う。

1. 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

①利用者数

生活介護 男 20 名・女 10 名（定員 33 名）

施設入所支援 男 20 名・女 10 名（定員 30 名）

②支給市町村（左欄は施設入所支援 右欄は生活介護）

市町村	利用者数		市町村	利用者数		市町村	利用者数		市町村	利用者数	
姫路市	19	19	加古川市	1	1	西脇市	1	1	尼崎市	1	1
明石市	2	2	朝来市	2	2	神河町	1	1			
西宮市	1	1	宝塚市	1	1	池田市	1	1	合計	30	30

③年齢（左欄は施設入所支援 右欄は生活介護）

年齢 性別	18～ 24歳		25～ 29歳		30～ 34歳		35～ 39歳		40～ 44歳		45～ 49歳		50～ 54歳		最年少 20歳 最年長 76歳 平均年齢 52歳
	男	2	2	0	0	1	1	0	0	1	1	7	7	4	
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	
計	2	2	0	0	1	1	0	0	1	1	8	8	6	6	
年齢 性別	55～ 59歳		60～ 64歳		65～ 69歳		70～ 74歳		75～ 79歳		80～ 84歳		85～ 89歳		合計
	男	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	
女	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	
計	2	2	3	3	2	2	4	4	1	1	0	0	0	0	

④療育手帳判定（左欄は施設入所支援 右欄は生活介護）

程度 性別	A		B1		B2		合計	
	男	17	17	2	2	1	1	20
女	4	4	6	6	0	0	10	10
計	21	21	8	8	1	1	30	30

⑤障害支援区分（左欄は施設入所支援 右欄は生活介護）

区分 性別	6		5		4		3		2		合計		平均 区分 4.9
	男	6	6	8	8	4	4	2	2	0	0	20	
女	3	3	4	4	3	3	0	0	0	0	10	10	
計	9	9	12	12	7	7	2	2	0	0	30	30	

※強度行動障害²該当 15名

² 強度行動障害とは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。

⑥入退所（左欄は施設入所支援 右欄は生活介護）

月	4		5		6		7		8		9	
入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退所	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
在籍人数	30	30	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29
月	10		11		12		1		2		3	
入所	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
退所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
在籍人数	29	29	29	29	29	29	30	30	30	30	30	30

2. 日常生活支援

入浴、排泄、食事、健康管理、環境管理、余暇などの支援を以下の基本的なスケジュールを通して実施。

時刻	内容	時刻	内容
7:00	起床・洗面	15:30	衣類・居室整理
8:00	朝食・歯磨き	16:00	フリータイム
9:00	清掃	18:00	夕食・歯磨き
10:00	作業・入浴	15:30	入浴
12:00	昼食・歯磨き	~20:00	
13:30	作業・レクリエーション	21:30	消灯 就寝
15:00	ティータイム	~23:00	

3. 活動支援

①生産活動

- (1) 多様な作業種目の提供や一人ひとりに即した下表の作業環境を整えることを通じて、作業意欲の向上及び達成感が得られるよう支援する。
- (2) 生活の場と作業の場を明確に分け、日常生活に変化とリズムが得られるように支援する。
- (3) 作業手順の見直しや作業環境の整備、従事利用者の意欲向上を図り、よりよい製品作りに努める。
- (4) 販売活動を活性化させ、作業の充実感、達成感が得られるよう努める。

陶芸	湯のみ、花器などの製作 土鈴の製作
浴用よもぎ	乾燥よもぎの粉碎、袋詰め（浴用）
さき織りマット	裂いた布を編みこんだマット作り
洗濯	利用者衣服や共用物などの洗濯、乾操作業

清掃	トイレ、食堂などの共有スペースの清掃作業
施設外作業	提携事業所内での不要書類の裁断作業
リサイクル作業	収集した空缶やペットボトルの分別・プレス

作業収入		
2019年度	2020年度	2021年度
1,312,587円	1,116,594円	1,323,519円

②余暇ならびに創作的活動等

- (1) 利用者の関心や興味の幅を広げ、日々の生活を充実させるとともに、地域との交流を深めるため、次の活動が円滑に実施できるよう支援する。

スヌーズレン	重度の知的障害者のための五感を刺激しながら行われる余暇活動。	5名
生花	ボランティア講師指導による四季折々の花を使った生花。	7名
詩吟	ボランティア講師指導による漢詩の吟詠及び唱歌の歌唱。	7名
レクリエーション	塗り絵、パズル等の創作的活動や機器を使った運動。	8名
地域行事参加	COVID-19対策の為、中止。	0名
その他	施設外周辺散歩	3名

(2) フリープラン

利用者ニーズに合わせた施設の内外を問わない小グループでの余暇活動。

月	行き先	内容	備考
4	県立フラワーセンター	観光	COVID-19の為、交流ホームでの映画鑑賞会に代替。
5	西脇へそ公園	観光	〃
6	赤穂ロイヤルホテル	観光	〃
7	ヨーデルの森	観光	〃
8	佐用ひまわり畑	観光	〃
9	フォレストステーション波賀	食事	COVID-19の為、交流ホームでの映画鑑賞会に代替
	うずしおクルーズ	食事	
10	砥峰高原	観光	〃

11	最上山紅葉狩り	観光	〃
	津山まなびの鉄道館	観光	〃
12	姫路市セントラルパーク	観光	〃
1	たつの市・潮里	観光	〃
2	神戸コンチェルト	食事	〃
	淡路・うめ丸	観光	〃
3	赤穂海浜公園	観光	〃
	フォレストステーション波賀	食事	

- (3) その他の個別的な余暇等支援 ※COVID-19 対策の為実施できず。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日外出への支援（姫路駅周辺や山崎方面への外出） ・ 地域の秋祭りやふれあいサロン事業（ふれあい喫茶など）への参加支援
--

4. 相談及び助言

生活支援員やサービス管理責任者を中心に生活などに関する相談及び助言を行う。

Ⅲ サービス内容「生活介護事業所 ぶ・る・む」(従たる事業所)

サービス管理責任者を中心とした個別支援計画を作成し、それに基づく生活支援員等による支援を行う。

1. 利用者の状況 (令和4年3月31日現在)

①利用者数 男5名 (定員6名)

②支給市町村

市町村	利用者数	市町村	利用者数	市町村	利用者数	合計
姫路市	5					5

③年齢

年齢 性別	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	最年少 32歳 最年長 53歳 平均年齢 46歳
男	0	0	1	0	0	0	3	
女	0	0	0	0	0	0	0	
計		0	1	0	0	0	3	
年齢 性別	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	合計
男	0	1	0	0	0	0	0	5
女	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	0	0	0	0

④療育手帳の判定

判定 性別	A	B1	B2	計
男	4	0	1	5
女	0	0	0	0
計	4	0	1	5

⑤障害支援区分

区分 性別	6	5	4	3	2	計	平均 区分 3.2
男	0	0	2	2	1	5	
女	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	2	2	1	5	

⑥入退所

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
入所	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
退所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
在籍人員	5	5	5	5	5	6	6	6	6	5	5	5

2. 日常生活支援

入浴、排泄、食事、健康管理、環境管理、余暇などの支援を以下の基本的なスケジュールを通して実施。

時刻	内容
9:30	登所
	各種活動（作業・余暇）
10:30	ティータイム
	各種活動（作業・余暇）
12:30	昼食
13:30	各種活動（作業・余暇）

14:30	ティータイム
	各種活動（作業・余暇）
15:30	降所

◇ 営業時間 9:30～15:30

3. 活動支援

①生産活動

- ・ 多様な作業種目を提供するとともに、一人ひとりに即した作業環境の整備を行い、作業活動を通じて社会参加が図れるよう支援する。
- ・ 作業手順の見直しや作業環境の整備を通じて良質な製品作りができるよう支援する。
- ・ 販売活動を活性化させ売り上げ向上を図ることを通じて、作業の充実感、達成感が高まるよう支援する。

浴用よもぎ	乾燥よもぎの粉碎、袋詰め（浴用）
園芸	花、農作物等の栽培

②余暇ならびに創作的活動等

※COVID-19 対策の為、フリープランは限定的に実施、地域行事は参加出来ず。

利用者の関心や興味の幅を広げ、日々の生活を充実させるとともに、地域との交流を深めるため、次の活動が円滑に実施できるよう支援する。

フリープラン 誕生月外出 喫茶利用 おやつ作り 散歩 図書館利用など

地域行事参加

各種バザー 学園祭 音楽祭 ボッチャ親善試合 スポーツ大会など

4. 相談及び助言

生活支援員やサービス管理責任者等による生活などに関する相談及び助言を行う。

障害者支援施設 ゆめさきの家(短期入所)

◆令和3年度の取り組みとして、以下の内容で実施した。

I 事業の概要

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

II サービス内容

サービス管理責任者を中心とした個別支援計画を作成し、それに基づく生活支援員等による支援を行う。

1. 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

	児童利用者数	延べ利用日数	成人利用者数	延べ利用日数
令和3年度	0名	0日	1名（男）	24日
令和2年度	1名	6日	1名（男）	44日

2. 日常生活支援

入浴、排泄、食事、健康管理、環境管理、余暇などの支援を以下の基本的なスケジュールで実施。

時刻	内容	時刻	内容
7:00	起床・洗面	15:00	衣類・居室整理
8:00	朝食・歯磨き	16:00	フリータイム
9:00	清掃	18:00	夕食・歯磨き
10:00	作業・入浴	15:30	入浴
10:30	ティータイム	~20:00	
12:00	昼食・歯磨き	21:30	就寝
13:30	作業	~23:00	
14:30	ティータイム		

3. 相談及び助言

生活支援員やサービス管理責任者等による生活などに関する相談及び助言を行う。

障害者支援施設 ゆめさきの家(日中短期入

◆令和3年度の取り組みとして、以下の内容で実施した。

I 事業の概要

居宅において介護を行う者の疾病等により介護者が不在となる場合に日帰りで入所し、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供する。

II サービス内容

サービス管理責任者を中心とした個別支援計画を作成し、それに基づく生活支援員等による支援を行う。

1. 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

	児童利用者数	延べ利用日数	成人利用者数	延べ利用日数
令和3年度	0名（男）	0日	0名（男）	0日
令和2年度	1名（男）	3日	1名（男）	5日

2. 日常生活支援

排泄、食事、健康管理、環境管理、余暇などの支援を以下の基本的なスケジュールを通して実施。

時刻	内容
9:30	登所
	各種活動（作業・余暇）
10:30	ティータイム
	各種活動（作業・余暇）
12:30	昼食
13:30	各種活動（作業・余暇）
14:30	ティータイム
	各種活動（作業・余暇）
16:30	降所

3. 相談及び助言

生活支援員やサービス管理責任者等による生活などに関する相談及び助言を行う。

共同生活援助事業所 「ろはうす」

◆令和3年度の取り組みとして、以下の内容で実施した。

I 事業の概要

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

II サービス内容

サービス管理責任者を中心とした個別支援計画を作成し、それに基づく生活支援員等による支援を行う。

1. 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

①利用者数 男4名（定員5名）

②支給市町村

市町村	利用者数	市町村	利用者数	市町村	利用者数	合計
姫路市	4					4

③年齢

年齢 性別	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	合計	最年少 51歳 最年長 60歳 平均 53歳
男	0	0	0	3	1	0	3	
女	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	3	1	0	3	

④療育手帳の判定

程度 性別	A	B1	B2	計
男	3	0	1	4
女	0	0	0	0
計	3	0	1	4

⑤障害支援区分

区分 性別	6	5	4	3	2	計	平均 区分 3.2
男	0	0	2	1	1	4	
女	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	2	1	1	4	

⑥入退所

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
入所	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
退所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
在籍人員	4	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4

※体験利用 ・利用者数1名（男） ・延べ利用日数 27日

2. 日常生活支援

入浴、排泄、食事、健康管理、環境管理、余暇などの支援を以下の基本的なスケジュールを通して実施。

平日		休日	
7:00	起床・洗面	7:00	起床・洗面
8:00	朝食・歯磨き	8:00	朝食・歯磨き
8:30	生活介護等へ出発	8:30	フリータイム
	生活介護事業所等の利用	10:30	ティータイム
		12:00	昼食。歯磨き
		12:30	フリータイム
		15:00	ティータイム
16:30	帰所・入浴	16:30	入浴
18:00	夕食	18:00	夕食
21:00	就寝	21:00	就寝

3. 相談及び助言

生活支援員やサービス管理責任者等による生活などに関する相談及び助言を行う。

各社会福祉事業共通

◆令和3年度に各事業が取り組む共通事項として、以下の内容で実施した。

I 権利擁護

1. 規定、マニュアルやチェックリスト等の整備

「権利擁護マニュアル」「倫理綱領」「職員行動規範」「個人情報管理規程」「苦情・虐待対応規程」「体制整備チェックリスト」を整備する。

2. 職員への意識啓発、研修

権利擁護研修の実施。権利擁護職員チェックリストの活用。

3. 外部からのチェック

第三者機関からの調査、ボランティア、実習生の受け入れ、家族等の訪問、見学を随時受け入れる。

4. 苦情、虐待事案への対応等の体制整備。

苦情解決制度。虐待防止マニュアルの整備。利用者満足度調査の実施。

年度	苦情申し出件数	内容	結果
令和3年度	9件	利用者関係、活動内容、環境	解決
令和2年度	1件	施設環境について	解決

5. 地域に置ける虐待の防止、早期発見

関係機関等との連携のもと虐待事案の早期発見、早期対応に努める。

II 職員の専門性向上

1. 研修会への参加

①施設内研修

- ・法人理念
- ・職業倫理
- ・新任職員向け
- ・法令遵守
- ・救命救急
- ・権利擁護
- ・意思決定支援
- ・食事介助
- ・高齢障害者
- ・障害特性（強度行動障害、発達障害、ダウン症、高齢知的障害など）
- ・安全確保ならび事故防止
- ・感染予防
- ・メンタルヘルス
- ・土砂災害に関する避難確保計画
- ・OJT研修
- ・eラーニング

②施設外研修

行政研修を中心とした研修（強度行動障害支援者養成研修など）

月日	内容（主催）	場所	参加者
4/13	HACCPに沿った衛生管理について（ホシザキ阪神株式会社）	Web	管理栄養士
5/14	虐待未然防止研修（兵庫県知的障害者施設協会）	web	生活支援員
5/27	糖尿病性腎症とは ステージごとの症状や治療法から人工透析（姫路市保健所）	web	管理栄養士
7/1	スチームコンベクション、真空包装機、プラスチックを使った真空調理実習（ホシザキ阪神株式会社）	ホシザキ阪神株式会社	管理栄養士 調理員
7/17	行動援護従業者養成研修（三幸福祉カレッジ）	三幸福祉カレッジ明石教室	生活支援員
7/26	労務管理研修（姫路市健康福祉局監査指導課）	web	サービス管理責任者（ゆめさきの家）
8/5	苦情解決研修（姫路市健康福祉局監査指導課）	web	生活支援員
8/31	全国栄養士大会（日本栄養士会）	web	管理栄養士
10/9	行動援護従業者養成研修（未来ケアカレッジ）	未来ケアカレッジ姫路校	生活支援員
10/18	姫路市食育指導者研究会（姫路市保健所）	web	管理栄養士
11/15	BCPに関するオンライン研修（株式会社インサイト）	web	生活支援員
11/18	会計実務基礎講座（兵庫県社会福祉協議会）	web研修及び福祉人材研修センター	サービス管理責任者（ろはうす）
11/29	中播磨栄養士研修会（中播磨栄養士会）	市川町健康福祉センター	管理栄養士
12/1	財務分析の基本を学ぶ（兵庫県社会福祉法人経営者協議会・青年協議会）	web	サービス管理責任者（ろはうす）
12/3	医療スキルアップセミナー（日本栄養士会）	web	管理栄養士
12/3	医療スキルアップセミナー（日本栄養士会）	web	管理栄養士
12/13	虐待防止の意義と方法について事業者部会研修（姫路市地域自立支援協議会）	web	サービス管理責任者（ゆめさきの家）
1/12	障害のある人の生活習慣病（独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）	web	生活支援副主任
1/18	コロナウイルス対策オンライン研修（兵庫県知的障害者施設協会）	web	管理栄養士
1/21	日本栄養士会オンライン研修（日本栄養士会）	web	管理栄養士
1/28	会計実務担当者研修（兵庫県社会福祉協議会）	web	生活支援主任
2/23	サービス管理責任者更新研修（兵庫県社会福事業団）	web	サービス管理責任者（ろはうす）
3/2	コロナ渦のメンタルヘルスクア（兵庫県知的障害者施設協会）	web	生活支援員

2. 資格取得の奨励

社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 公認心理師 強度行動障害支援者養成研修
行動援護従業者養成研修 など

3. 自己学習

ミーティング時の専門用語等の確認や、業務の隙間時間を利用した e ラーニング等を利用した知識の習得を図る。

Ⅲ 会議の開催

1. 運営会議（隔月開催 施設長、副施設長、サービス管理責任者、生活支援主任）

運営全般に係る、重要事項等について協議、調整、連絡

2. 職員会議（月1回開催 全職員）

各事業の実施状況の確認や協議、調整、連絡

3. 個別支援計画会議（月1回開催 全職員ならびに利用者等）

個別支援計画の作成に係る検討、協議

4. 給食会議（1回/3ヶ月）

- ① 献立や栄養管理など食事全般についての協議
- ② 衛生管理や健康管理の方針について協議
- ③ 食事に関するニーズ把握

Ⅳ 安全への取り組み

利用者が安全かつ快適に暮らすことができるよう、次のことを実施する。

1. 安全面への十分な検証を行うとともに、支援の手順について共有化、具体化を図り、利用者の生命、身体の保護に向け、個別支援計画に基づいた支援を徹底する。

2. 福祉用具を導入する際は、職員に対して、安全かつ適正な使用方法や危険防止への配慮など必要な研修を行うとともに、用具使用に当たってのマニュアルを作成し周知を図る。

3. リスク管理体制を強化する。

- ① リスクの早期発見に向けヒヤリハット報告を徹底するとともに、報告のあった事案については定例または臨時の会議にて検討を行い、リスクへの早期対応を図る。
- ② 業務手順書の整備、職員の研修、家族との関係強化への取り組みを一層推進する。

- ③ 支援の目的、内容、方法、期間などを本人および家族に対し書面を以て提示するとともに、十分な説明を行い、同意を得た上で利用者支援にあたる。
- ④ 施設内備品の点検を週1回実施し、不具合の早期発見に努め、日常生活のリスク軽減を図る。

	ヒヤリハット	内容	事故	内容
令和3年度	46件	骨折、切傷等	1件	誤薬
令和2年度	32件	骨折、切傷等	5件	骨折、感染症等

V 防災への取り組み

風水害、火災、地震を想定した非常災害対策計画³を作成し必要な訓練を実施する。また、緊急時における地域の相互支援体制を充実させる。

項目	実施回数	備考
避難訓練	年2回	内1回夜間想定
地震想定避難訓練	年1回	
通報訓練	年2回	
消火訓練	年1回	
安全教育	随時	
危険箇所等の安全点検	月1回	
エレベーター点検	月1回	業者委託
防火設備の点検	年2回	業者委託
スプリンクラーホップ室点検	毎日	
<p>その他、集団給食施設協議会への参画を通じて他施設との相互支援体制を整えるとともに、防災用品の整備や3日分を超える食糧を備蓄し、非常時にあたって利用者支援を滞りなく行えるようにする。</p>		

³ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、姫路市防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は避難確保計画を作成する。※水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）

VI 保健衛生

1. 利用者の健康管理及び感染症予防のため日常的に次のことを行う。

バイタルチェック（検温 血圧）	手洗い確認	外出時の健康状態把握	消毒
-----------------	-------	------------	----

2. 疾病予防及び健康維持のため、嘱託医・協力医療機関と連携しながら次のことを行う。

定期健康診断（2回/年）	施設内検診（1回/3ヶ月）	歯科検診（2回/年）
身体測定（1回/月）	インフルエンザ予防接種	
婦人科検診（1回/2年・乳がん、子宮頸がん）		

疾病別通院人数							
脂質異常症	7	高尿酸血症	4	高血圧症	4	アレルギー症	2
便秘症	10	慢性蓄膿症	1	喘息	1	神経痛	1
甲状腺異常	1	胃腸機能障害	2	子宮筋腫	1	精神科治療	15

受診科目別通院延べ人数 ※検査通院を除く													
種別 月	内科	外科 整形外科	精神 神経科	眼科	耳鼻 咽喉科	皮膚 科	婦人 科	歯科	泌尿 器科	入院	計	前 年度	前々 年度
	4月			10		2			1	1	1	15	15
5月			4	2	1					1	8	11	30
6月	1		7	1						2	11	13	13
7月			8		2				1		11	16	15
8月			5	2						1	8	15	17
9月	1	1	5	1				1	1		10	9	9
10月	2		10					18			30	13	10
11月			5	2				4			11	18	24
12月	1		11	1				2	1	1	17	16	16
1月	1		7		1			2		1	11	14	16
2月	1		6	2				1			11	6	14
3月	2		8	1				6	1		18	13	14
合計	9	1	86	12	6	0	0	35	5	7	161	159	208
前年度	26	16	70	2	1	0	1	37	6	0	159		

Ⅶ 食事

1. 利用者の誕生日や日頃の食事内容について、意見を聴く機会を設け、可能な限り希望に応じることに努める。
2. 栄養ケア計画⁴、経口維持計画⁵に基づき利用者の状態に即した食事を提供する。
3. HACCP⁶に沿った衛生管理を徹底し安全な食事を提供する。

Ⅷ 利用者自治会活動（そよ風の会）

利用者自治会主催行事（レクリエーション等）の企画・運営が自主的に行えるよう必要な支援を実施する。また、適宜自治会役員との意見交換の場を設け、利用者の意見を施設運営に反映させていく。

Ⅸ 家族との連携

1. 保護者会活動との連携（定例会合、行事等の円滑な実施）
2. 保護者会との意見交換（制度、サービスの説明等々）
3. 広報紙「ゆめさき会だより」（毎月）の発行を通じた情報提供

Ⅹ 地域との交流

1. **地域との交流・啓発活動** ※以下については COVID-19 対策の為、実施出来ず。
 - ・地域行事への参加（秋まつり、あざみの里ひろば、文化交流発表会など）
 - ・地元小学校行事への参加（筋野小学校表現活動発表会への楽器クラブ⁷出演）
 - ・大学、専門学校学園祭への参加
（神戸医療福祉大学、姫路福祉保育専門学校学園祭等への楽器グループ出演や施設生産品の展示即売）
 - ・近隣福祉施設（高齢、障害者）との交流
（陶芸体験受け入れ、スポーツや音楽交流）
 - ・陶芸体験の開催（近隣住民の利用受入）
 - ・地域の店舗と連携した施設生産品販売会の実施

⁴ 入所者の栄養状態を把握し医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した計画。

⁵ 現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための計画。

⁶ HACCP とは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法。

2. ボランティアとの連携 ※以下については COVID-19 対策の為、実施出来ず。

余暇活動におけるボランティアとの連携

(生花、詩吟、紙芝居、演奏会など)

3. 地域社会との共生 ※②③については COVID-19 対策の為、実施出来ず。

①相談支援事業所や市町村等の地域の社会資源との連携を図る。

- ・児童入所施設利用児童の退所後の生活の場の確保を、児童入所施設、特別支援学校、相談支援事業所と連携し、当法人事業所「ろはうす、ぶ・る一む」への利用へと繋げた。

② 地域の自治会活動に積極的に参加する。

③ ボランティア及び見学者の受け入れを積極的に行う。

地域における公益的な取り組み

◆令和3年度に地域における公益的な取り組みについて以下の内容で実施した。

※②④については COVID-19 対策の為、実施できず。

○社会福祉法人の地域における公益的な取り組み 3 要件

- 1、社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス
- 2、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービス
- 3、無料または低額な料金で提供されること。

- ①福祉教育・福祉人材育成の推進（社会福祉士、介護福祉士養成の為の実習生の受け入れ）
- ②地域の高齢者等の交流活動（花見会・お茶会）
- ③地域における障害者ならびに高齢者の雇用の推進
- ④地域住民参加の専門研修や講習の開催（救命講習等）
- ⑤地域の福祉機関とのネットワーク活動（給食ネット、施設協会、自立支援協議会⁷）
- ⑥地域の一人暮らしの高齢者の様子確認を兼ねた、昼食宅配サービス。
- ⑦近隣住民の一時避難所、福祉避難所⁸としての機能の整備。
- ⑧AED の設置（高齢等による健康不安のある地域住民の緊急時に即応）
- ⑨地域の子育て世代や高齢者等の交流のための地域交流ホームの開放
- ⑩地域行事への施設提供（秋祭り等の地域行事時に園庭、トイレ等の貸し出し）
- ⑪子育て世代や高齢者の陶芸体験を通じた交流の場の提供
- ⑫ボランティアの育成（受け入れ態勢の整備）
- ⑬日中短期入所事業（宿泊を伴わない一時預かり）
- ⑭低所得者に対する利用料の負担減額

⁷ 自立支援協議会とは、関係機関が連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う組織。

⁸ 福祉避難所とは、災害時に指定避難所での避難所生活が長期化する恐れがあるとき介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が安心して避難生活を送ることができるように開設される「二次的避難所」です。